

令和 8 年 8 月 31 日

堺 市 長

永 藤 英 機 様

堺市同和行政協議会

会 長 木 畑 匡

同和問題の解決に資する施策事業の効果的な取組について
(令和 8 年度報告)

令和 5 年 9 月 26 日付け堺ダイ企第 1317 号をもって審議依頼がありました事項について、別紙のとおり本協議会の令和 8 年度意見をとりまとめましたので、ご報告します。

【審議依頼事項】

同和問題の解決に資する施策事業の効果的な取組について

①本市の同和問題解決に向けた効果的な取組について

令和 8 年度堺市同和行政協議会報告書

1 はじめに

本報告書は、令和 8 年度に開催した第 31 回堺市同和行政協議会における審議内容を取りまとめ、同和問題の解決に向けた堺市の施策について、その検討結果を報告するものである。

令和 8 年度は、令和 7 年度に引き続き「本人通知制度」を中心議題とし、被害者告知型本人通知制度の導入及び事前登録制本人通知制度の登録促進に向けた取組について審議を行った。

また、協議会運営の見直しについても協議を行った。

2 開催概要

(1) 第 31 回堺市同和行政協議会（令和 8 年 7 月 28 日実施）

主な議題

- ・本人通知制度について
- ・堺市同和行政協議会の見直しについて

3 主な審議内容

(1) 本人通知制度について

本協議会では、被害者告知型本人通知制度の導入及び事前登録制本人通知制度の登録促進に向けた取組について報告を受け、制度の実効性向上や市民への周知方法等について意見交換を行った。

被害者告知型本人通知制度については、あらかじめ登録した者を対象とする事前登録制本人通知制度と異なり、不正請求により住民票の写し等の個人情報が取得されたことが判明した場合に、登録の有無にかかわらずその事実を本人に通知する制度として、令和 8 年 8 月から運用を開始することが報告された。

本協議会においても、個人情報保護及び差別事象の未然防止の観点から重要な取組であるとの認識が共有された。

<主な意見>

- ・被害者告知型本人通知制度については、市民に制度内容が十分伝わるよう、積極的な周知に努められたい。
- ・事前登録制本人通知制度については、登録者数に関する具体的な数値目標及び年次計画を設定し、計画的に取組を進められたい。
- ・イベント会場等における出張登録窓口の設置など、市民が登録しやすい環境整備について引き続き検討されたい。
- ・職員アンケートについては継続的に実施し、その結果及び課題について次回の協議会へ報告されたい。

(2) 協議会運営の見直しについて

事務局から、堺市同和行政協議会条例施行規則に規定する議事運営委員について、現状の運営実態に即した内容へ見直すため、「議事運営委員を置く」とされている規定を「議事運営委員を置くことができる」に改正する案が示された。

本協議会において審議した結果、見直しの趣旨について委員の理解が得られ、原案どおり了承された。

4 令和 8 年度の成果と評価

令和 8 年度は、本人通知制度を中心に審議を行い、被害者告知型本人通知制度の導入に係る報告を受け、制度の周知及び事前登録制本人通知制度の登録促進に向けた方策について意見交換を行った。

また、登録者数の数値目標や年次計画の設定、出張登録窓口の設置及びアンケート結果の活用など、制度の実効性向上に向けた課題と対応の方向性について共有を図ることができた。

さらに、協議会運営の見直しについても審議を行い、今後の円滑かつ効率的な協議会運営に向けた方向性を確認した。

5 おわりに

本協議会は、本人通知制度が市民の個人情報保護及び差別事象の未然防止に重要な役割を果たす制度であることを改めて確認した。

堺市においては、本協議会で示された意見や提案を踏まえ、事前登録制本人通知制度及び被害者告知型本人通知制度の適切な運用と周知啓発に取り組まれない。

また、事前登録制本人通知制度の登録者数増加に向けた計画的な取組を進め、その成果や課題を継続的に検証されたい。

本協議会は、同和問題の解決及び人権尊重のまちづくりの推進に向け、引き続き必要な協議を行うものである。

堺ダイ企第 1317 号

令和 5 年 9 月 26 日

堺市同和行政協議会会長 様

堺市長 永藤 英機



審 議 依 頼 書

堺市同和行政協議会条例（昭和 52 年条例第 44 号）第 2 条第 1 項に基づき、次の事項について審議を依頼します。

記

（審議依頼事項）

同和問題の解決に資する施策事業の効果的な取組について

①本市の同和問題解決に向けた効果的な取組について

②利用者拡大のための堺市立人権ふれあいセンターの愛称募集について

（審議依頼事由）

①本市では、同和問題をはじめすべての人権問題の解決をめざして、「堺市基本計画 2025」に掲げている「すべての施策を平和と人権を尊重する視点をもって進める」という市政運営の基本的な視点のもと、「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」及び「第 3 期堺市人権施策推進計画」に基づき、全庁的な人権施策の推進と計画的な総合調整等を実施しています。

具体的には、人権教育や人権啓発、人権に関わる相談、インターネット、SNS 等のモニタリングのほか、社会情勢や時代の変化により多様化する人権課題を精査・把握し、同和問題の解決に向け人権尊重の視点に立った取組を実施しています。

しかしながら、未だ同和問題の解決には至っておらず、インターネット等への差別的書き込みへの対応など、社会情勢の変化に応じた事業展開が求められています。

これらのことから、本市の同和問題の解決に資する施策事業の効果的な取組についてご意見をいただきたく、審議を依頼します。

②人権問題の解決に資するための総合施設である堺市立人権ふれあいセンターの役割や実施している事業を広く周知し、市内外の多くの方に施設を利用していただくことを目的に、施設の愛称を公募したいと考えています。

この愛称募集における募集要項や選定方法などについて、ご意見をいただきたく、審議を依頼します。